

第 20 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年7月9日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1 番	小川 太一	出	2 番	森田 久生	欠	3 番	伊藤 和雄	出
4 番	田中 敏夫	出	5 番	渡邊 勉	出	6 番	加藤 寛	出
7 番	横井 啓行	出	8 番	藤田 則幸	出	9 番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	欠	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時40分
配 布 物 「農地パトロール実施要領」

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第20回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第20回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第20回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、12番議席石原昭彦委員と、14番議席山田陽一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第39号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第40号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第4 報告第41号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第39号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の3法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第40号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、3件、3筆、面積 5,064 m²であることを報告します。</p> <p>日程第4 報告第41号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地</p>
-----	---

(日程第5)	
	<p>化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、1件、1筆、409㎡です。目的は宅地です。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	<p>議長 報告事項について質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p> <p>議長 続きまして、日程第5 議案第111号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第5 議案第111号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、4件、4筆、面積2,381㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <8番案件>の申請地は、大安町平塚地内の田です。 譲受人である大安町平塚の■■■■が、大安町平塚の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、326㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>この案件については、下限面積特例に当たる、隣接地との一体利用でなければ利用困難とみられる農地に該当すると判断されます。</p> <p><9番案件>の申請地は、大安町石樽北山地内の農用地の田です。 譲受人である大安町石樽北山の■■■■が、大安町石樽北山の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,704㎡を売買により譲り受ける申請です。</p>

	<p><10番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である桑名市の■■■■が、員弁町北金井の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、191㎡を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>この案件については、国道421号線バイパス事業の土地収用 事業における残地整理であり、下限面積特例に当たる、隣接地と の一体利用でなければ利用困難とみられる農地に該当すると判 断されます。</p> <p><11番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畑です。 譲受人である大安町片樋の■■■■が、菰野町の■■■■が 所有する議案書に記載の1筆、160㎡を売買により譲り受ける申 請です。</p> <p>以上4件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査 の結果、法令要件を満たしているとは判断されますので、ご審議を よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第111号を採決いたします。 議案第111号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転 許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員 の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第6 議案第112号「農地法第5条の規定によ る農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程 第7 議案第113号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸 借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたしま す。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第112号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認</p>

について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、3件、4筆、1,409㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<15番案件>の申請地は、大安町高柳地内の田です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、桑名市の■■■■が、大安町高柳の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、723㎡の面積を共同住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地をし、周囲に擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は敷地内に浸透柵を設置します。

<16番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である東員町の■■■■が、北勢町平野新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、238㎡の面積を駐車場へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は砂利敷きで整地をし、南と東側にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透です。

<17番案件>の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、笠間小学校と萩原クリニックが500m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、員弁町北金井の■■■■が、大安町大井田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、448㎡の面積を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地のみであり、取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第7 議案第113号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

	<p>今回の申請は、2件、3筆、面積855㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><8番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、借受人である大安町宇賀の■■■■が、大安町宇賀の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、498㎡の面積を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地を行います。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は雨水枡を設置し、自然浸透とします。</p> <p><9番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は第2種農地です。なお、今回事前に土砂を搬入し、造成を行っていたため、工事を中止させ、始末書を提出させております。</p> <p>転用計画としては、借受人である北勢町麓村の■■■■が、北勢町麓村の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、357㎡の面積を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを施工し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>以上議案112号の5条所有権3件、議案113号の5条使用貸借権2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、7月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第112号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」3件、及び議案第113号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>ありがとうございました。このことについて、何か質問はありま</p>
議長	
現地調査委員	
議長	

<p>(日程第8)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>すか。</p> <p>特に無いようですので、議案第112号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第113号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第114号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8 議案第114号 非農地証明願承認について 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年7月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、12筆、5,890㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <17番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畑の2筆です。 願い出者は、大安町平塚の■■■■で、昭和52年から宅地に転用し、現在に至っております。 <18番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、畑です。 願い出者は、四日市市の■■■■で、昭和45年から宅地に転用</p>
---------------------------------------	---

	<p>し、現在に至っております。</p> <p><19番案件>の申請地は、北勢町川原の台帳地目、田、畑の2筆です。</p> <p>願い出者は、愛知県愛西市の[]で、昭和40年以前から宅地及び鶏舎として転用し、現在に至っております。</p> <p><20番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畑の4筆です。</p> <p>願い出者は、大安町門前の[]で、平成8年から[]の職員用駐車場として転用し、現在に至っております。</p> <p><21番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の台帳地目、畑の3筆です。</p> <p>願い出者は、北勢町垣内の[]で、昭和62年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第114号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p> <p>5 その他 議長 その他でございますが、委員さんから何かありますか。事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 配布させていただきました、農地パトロールについてのお願いです。毎年8月に農地パトロール強化月間と指定させていただきます、</p>
--	---

<p>6 閉会の宣言 議長 【午前9時40分閉会】</p>	<p>パトロールを実施しております。実施要領は、毎年のとおりです。特に、ほ場整備をした農用地を重点的に調査していただきたいと思っております。8月に入って1か月間、担当地区の範囲を調査していただき、耕作放棄地や違反転用などがありましたら、別紙の農地パトロール活動報告書で事務局へ提出してください。提出していただいたら、事務局と一緒に現場などもまた確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回は、8月3日午前9時から現地調査です。11番藤田一房委員と12番石原昭彦委員は出席をお願いします。8月10日(火)に委員会となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、第20回農業委員会を終了します。</p>
-----------------------------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____